

# TradeWatch

第14-4号

2015年12月

## EY Global Trade

Quarterly update

The EY logo consists of the letters 'EY' in a bold, white, sans-serif font. Above the 'Y' is a yellow chevron shape pointing to the right.

Building a better  
working world

# 目次

## グローバル

環太平洋パートナーシップ参加国、貿易協定の合意に至る ..... 1

## 米州

メキシコ — アルゼンチンとブラジルが特惠関税取扱いにおいてメキシコからの  
自動車部品の輸入に制限的な原産地規則を実施 ..... 3  
メキシコに輸入する物品の関税評価額に関する新要件 ..... 5

## アジア太平洋

中国 — 中国税関が関税一括決済プログラムの実施を促進 ..... 6

## 欧州連合

欧州連合関税法典委任及び実施法令の最新情報、実施法令は2015年12月又は  
2016年1月に正式発表の見込み ..... 8

TradeWatch 2015年12月号の全文 (英語版) は、下記のサイトからご覧ください。

[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-tradewatch-december-2015/\\$FILE/EY-tradewatch-december-2015.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/EY-tradewatch-december-2015/$FILE/EY-tradewatch-december-2015.pdf)

※ 本TradeWatchは、EY CITグループにより発行された"TradeWatch December 2015 Volume 14, Issue 4"の一部を、平素より業務上お世話になっております皆様向けに邦訳した仮訳であり、原本はあくまで英語版となります。ご不明な点がある場合には、英語版を参照頂きますようお願いいたします。

## 環太平洋パートナーシップ参加国、貿易協定の合意に至る



2015年10月4日、環太平洋パートナーシップ（TPP）参加国の閣僚は、協定の合意に達したとの声明を発表しました。TPPは、米国が手掛けた最も広範な貿易協定です。アメリカ合衆国通商代表部のプレスリリースの説明では、この協定は、「高い水準で、野心的、包括的、かつバランスの取れた協定となっており、経済成長を促進し、雇用の創出及び維持を支援し、技術革新、生産性及び競争力を高め、生活水準を向上させ、貧困を減少させ、透明性、良質なガバナンス、並びに労働と環境の保護の促進を進展させる」としています。

合意されたTPPは、多くの通商分野に影響を与えます。関税手続き、電子商取引、環境、ファイナンシャルサービス、政府調達、知的財産、投資、労働基準、衛生植物検疫基準、電気通信、及び国営企業の国際貿易と投資等への参加が含まれます。

TPPは参加国で製造され、原産地基準を満たした域内原産品の関税を撤廃又は削減します。現在、TPPにはオーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国及びベトナムが参加しています。貿易協定の正式な条文は11月5日に発表されました。<sup>1</sup>

TPPには、選択的な発効日の条項が含まれています。12カ国の全参加国が協定に署名してから2年以内に批准すれば、最終批准通知から60日でTPPが発効されます。上記2年以内に12カ国全てが批准していない場合には、参加国の2013年のGDPの85%を占める少なくとも6カ国（実際には米国と日本の両方の批准は必須）が批准すれば、署名から2年の期間を経過してから60日で発行します。もし、2年以内にこのどちらも満たせない場合、85%のGDPを占める最低6カ国が批准した段階から60日後に発効されます。TPPが12カ国未満で発効した場合、批准手続きが完了していない国については、当該手続きが完了した時点で発効します。

米国では、更新された「ファストトラック」権限<sup>2</sup>が大統領に与えられ、上院での法案通過のために必要な60票の圧倒的多数の代わりに、上下両院の単純過半数でよいとする省略手続きにより批准できることになっています。この投票は政府が協定の実施法案を提出した日から90日以内に行う必要がありますが、これは早くても2月半ばになります。12カ国の様々な批准要件を考慮すると、TPPが発効するのは一番早くも2016年の第三四半期、さらにはこれ以降になる場合もあります。

1 TPPの全文は下記のリンクから入手できます。

<https://ustr.gov/trade-agreements/free-trade-agreements/trans-pacific-partnership/tpp-full-text>

2 「ファストトラック」権限は、退職年金擁護法（2015年6月29日米国公法PL114-26）の一部である2015年超党派議会貿易優先権説明責任法により与えられています。TradeWatch 2015年6月号で解説したように、「ファストトラック」権限は大統領が通商協定の交渉をする際に達成すべき議会の目標を確立したものです。これらの目的が交渉で達成された場合、議会は提出された協定に対し、イエスカノー（承認か非承認のどちらかで、修正又は法案の通過阻止はできない）で投票します。



発効はかなり先になりますが、TPP圏内で貿易を行っている企業は、利用機会を特定するためにTPPの全文を詳しくレビューする必要がありますと思われる。各TPP国は関税譲許表を設定して、関税をどのように軽減していくか示しています。これは原産地により異なることもあります(例えば、米国がベトナムから輸入する場合は、日本から輸入する場合と比べて異なる段階的スケジュールになっていることもあります)。米国は38の個別のフェーズを持っています。さらに、TPPは既存の他の自由

貿易協定に優先するのではなく、共存することになっています。例えば米国は、TPP参加国のうち6カ国と既に自由貿易協定を結んでいます(オーストラリア、カナダ、チリ、メキシコ、ペルー、及びシンガポール)。TPP導入により企業は、TPPを適用するか既存の協定を適用するかを選択できるようになりますが、貿易協定を取り巻く環境が複雑化するため、機会をどう活かせるかは個々の企業の実態によります。



## メキシコ

### アルゼンチンとブラジルが特惠関税取扱い においてメキシコからの自動車部品の輸入 に制限的な原産地規則を実施



TradeWatchの2015年6月号では、メキシコ製自動車及び自動車部品のアルゼンチンとブラジルへの輸入枠が2019年3月まで延長されると、アルゼンチン、ブラジル、メキシコが合意したことについて解説しました。以下はこの合意の背景、進展及び現況の簡潔な最新情報です。

メルコスール加盟国(アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ及びウルグアイ、2012年よりベネズエラ)は、2002年にラテンアメリカ統合連合(ALADI)の枠組みの下、メキシコと経済補完協定第55号(ECA第55号)に署名しました。ECA第55号は、加盟国原産の自動車及び自動車部品を特惠関税扱いにしています。

2012年ブラジル当局は、メキシコとの自動車貿易について赤字が生じていると主張しました。それによりECA第55号は改正され、ブラジルがメキシコから輸入する際の輸入割当が定められ、さらに厳しい付加価値基準要件が設定されました。

その後アルゼンチンは、ブラジルが導入した改正が自動車の貿易の流れを変え、現在及び将来の投資の発展にマイナスの影響を与えると主張しました。その結果、2012年6月26日にアルゼンチンは、ECA第55号の適用を一方的に3年間停止し<sup>3</sup>、その期間、メキシコの自動車及び自動車部品は無関税で輸入することができなくなりました。

メキシコとアルゼンチンはECA第55号をさらに改正する交渉を行い、新しい輸入枠制度とより厳しい付加価値基準の下で特惠関税の適用を再開しました。これはブラジルとの改正協定と類似したものになります。

2015年3月、アルゼンチン、ブラジル及びメキシコはECA第55号の新たな改正の交渉を行いました。改正協定は、アルゼンチンとブラジルへの輸入に対し、輸入枠制度(当初は2015年3月15日に終了予定)を2019年3月まで延長し、メキシコ製自動車の付加価値基準要件を2015年3月から2019年3月まで35%とし、2019年4月からは40%としました。

以前の原産地規則では、多くの自動車部品において、メキシコ原産とみなされるには、項のレベルでの関税分類番号変更で済んでおりました。また、関税分類番号変更基準が満たされない場合は、非原産材料の価額が部品の価額の50%を超えない限り、原産とみなすことができませんでした。

原産地規則の改正では関税分類番号変更基準が除外され、代わりに2019年3月18日まで35%の最低付加価値基準要件が導入されました。これ以降は40%に増加される可能性があります。

この改正は、非原産材料をメキシコで加工することによって、関税分類番号変更基準を満たせばよかったメキシコの自動車部品の製造

<sup>3</sup> Decreto No. 969/2012 de 22/6/2012, B.O. 26/6/2012, Argentina (アルゼンチン2012年6月22日布告第969/2012 B.O.、2012年6月26日O.J.)



業者に重大な影響を及ぼしました。

メキシコの経済省はこの変更の影響を受ける企業に対し、現在いくつかの代替的措置を提供することを検討しています。これらの措置には、特定の物品に対し、ブラジル当局に付加価値率の低減を要請することや付加価値基準計算式を調整し、メキシコの製造者がメキシコでの生産工程において、多くの非原産材料を使えるようにすることが含まれています。

企業はこういった変更を認識し、これらの変更が企業のオペレーションにどのような影響を与えるかを評価し、自社の製品が新しい原産地規則を満たすよう前もって対応しておくことが重要です。

## メキシコに輸入する物品の 関税評価額に関する新要件



メキシコ関税法(以下、「法」)では、輸入者は宣誓書(関税評価申告書)を提出する義務があります。関税評価申告書には、輸入物品の関税評価を決定するための十分な情報が含まれていなければなりません。<sup>4</sup> 輸入者はまた、当該申告書の写しと併せて、申告価格が法の関税評価条項に従って決定されたことを示す情報、文書及びその他の証拠を保管する必要があります。さらに、要請があれば、輸入者は関税当局に対し、そのような証拠を提出する義務があります。

2014年に法が大幅に改正された結果、メキシコは関税法施行規則(以下、「規則」)<sup>5</sup>を2015年4月20日に改正し、関連条項を改定しました。規則には第81条が加えられ、輸入時に関税評価申告書に添付し提出する書類のリストが含まれています。

- ▶ 商業送り状
- ▶ 船荷証券、梱包明細書、空輸貨物運送状又はその他の輸送文書
- ▶ 該当する場合は原産地を示す書類
- ▶ 電信振替や信用状などの物品の支払いを示す文書
- ▶ 輸送、保険、オペレーションに関するコストに関する文書

- ▶ 輸入物品の取引に関する契約書
- ▶ 物品の関税評価額に含めるべき加算要素の裏付けとなる文書
- ▶ 物品の関税評価額を決定するために必要なその他の情報や文書

この新しい文書要件は広範にわたり、輸入者にとって相当な事務的負担を強いることとなります。輸入者は、輸入ごとに新しい詳細な文書ファイルをとりまとめる必要があります。

当局はこれらの条項が不明瞭であることを認識し、2016年1月15日まで新要件の施行を延期し、新しい要件を遵守するために提出しなければならない具体的な文書の追加ガイドラインを発行することにしました。当局は様々なメキシコの業界団体や商工会議所を討議に含め、利害関係者から適切なフィードバックを得ています。

したがって、追加ガイドラインは提出すべき文書の範囲を明瞭にすることが期待されています。この間、輸入者は2016年1月15日までに事前対策を取り、輸入品の関税評価額を裏付けるための正確で十分な情報をまとめる必要があります。

4 Ley Aduanera, artículo 59, fracción III (関税法第59条パラグラフIII)

5 Reglamento de la Ley Aduanera, 20 de abril de 2015 (2015年4月20日関税法規則)

## 中国

### 中国税関が関税一括決済プログラムの実施を促進



#### 背景

2015年7月24日、中国の税関総局は通達第33号を発行し、国全体で関税一括決済プログラムを実施すると発表しました。

この発表は、特定の主要都市（北京、天津、上海、広州等）に限定されていた以前のパイロットプログラムを拡大するための中国税関の試みの1つです。また、輸出入の通関手続きを容易にするために上海自由貿易試験区で実施されたパイロットプログラムとも一致するものです。

関税一括決済プログラムでは、適格輸入者が関税や輸入税を定期的にまとめて（毎月ごと等）税関に納税することができます。そのため、このプログラムの要件には適格輸入者の信頼性が強調されています。例えば、輸入者は一般認可企業又はそれ以上の格付けを持ち、税関が承認する輸入税負担の担保を提供しなければなりません。

このプログラムは、次のように運営されます。

- ▶ 有効な担保の下で、輸入貨物を納税前に引き取り、後で関税等を支払うことができます。通達33号では1カ月の延長が認められ、各月の支払税は翌月の5日までに支払うこととなります。
- ▶ ただし、原則として暦年から翌年への繰り越しは認められていません。

#### 検討事項

従来の輸入通関手続き（引取り前の納税）とは異なり、関税一括決済プログラムの利点は、一例として以下が挙げられます。

1. 物品は関税支払の前に引き取ることができ、通関手続きの時間と費用が削減されます。
2. 輸入者は物品を引き取った後、一定の期間内に関税等をまとめて支払えばよいため、税支払の頻度を減少させ、キャッシュフローの負担を軽減します。
3. 担保は税支払の後に自動的に返還され、輸入者の財務や事務負担を減少させます。





税関は、現金預託又は保証状による担保を受け入れます。この違いを次の表にまとめました。

現金預託	保証状
税関の指定する口座に現金を預入れ	保証状は税関が承認する銀行又は適格金融機関が発行しなければならない
輸入者にとってキャッシュフロー上の負担が残る	キャッシュフローの負担は減るが、輸入者は良好な財務的信用がなければならず、手数料もかかる

関税等の支払いによるキャッシュフローへの負担は、業界や事業の形態（製造、販売等）により異なります。新たな関税一括決済プログラムは、特定のビジネスに輸入業務の最適化の機会をもたらしますが、その恩典を享受するには十分な計画が必要です。

## 欧州連合

### 欧州連合関税法典: 委任及び実施法令の最新情報、実施法令は2015年12月又は2016年1月に正式発表の見込み



TradeWatchの2015年9月号では、欧州連合関税法典(UCC)の委任及び実施法令の最新の状態についてお知らせしました。その時点では欧州委員会は、2015年7月28日に委任法令を採択し、欧州議会及び欧州理事会でも異論がなかったため、この草案の条文は最終化されました。

実施法令は、2015年11月24日に採択され、12月末までには正式に発行される予定です。これにより、2016年5月のUCCの正式な導入に向けての最後のハードルが乗り越えられました。

関税評価や「輸出者」の定義などの変更等、いくつかの特筆すべき項目について下記に最新情報を簡潔にお伝えします。

#### 背景

欧州議会と理事会は2013年10月にUCCを採択しました。ほとんどの条項は、2016年5月1日に施行される予定です。その後、現在適用されている共同関税法典は廃止されることになっています。一方欧州委員会は、関税評価等の重要な課題を扱う委任法令及び実施法令が、EU加盟国がUCCを導入するのに時間的に充分間に合うよう施行されることに取り組んでいました。

#### 実施法令第3章第2号: 関税評価条項

実施法令の第3章第2号(関税評価額)は以前の草案と変わりはありません。2015年9月号のTradeWatchで解説したように、現在の「輸出に関わるファーストセール」のルールはかなり限定的になります。ロイヤルティとライセンスフィーは、現行の規則より関税評価額に含まれる可能性が高くなります。トレードマークロイヤルティは、現在特定の条件では除外されていますが、他の全てのロイヤルティと同様の検証が必要となり、多くの場合は関税評価額に含まれることとなります。

#### 「輸出者」の定義

「輸出者」の定義は、輸出申告を提出する税関の特定と輸出手続きの遵守における責任の所在を決定する際に関係します。

現在適用されている共同関税法典の実施条項は、次のように定義しています。

「輸出者のために輸出申告がなされ、申告が受理された時点で物品の所有者又は物品に対して類似の処分権を持つ者である」



「物品の所有権又は類似の処分権が、輸出のための契約により共同体の外に居を置く者に帰属する場合は、輸出者は共同体の中に居を置く契約者とみなされる」

上述の定義は実務上、多数の困難な事柄を引き起こすと考えられます。例えば、EUに拠点を置かない会社が、自己の物品をEUから第三国に移転する場合、責任者を決定することが困難となります。さらに、物品がEUに拠点を置く供給者から「工場渡し」で供給される場合、物品が「工場渡し」で供給されるという事実にもかかわらず、供給者は輸出手続きに関与せざるを得ません。

UCCの委任法令は、以下のように輸出者を定義しています。

「EUの関税領域内に居を置く者で、申告が受理された時点で第三国の荷受人と契約を持ち、物品を域内の関税領域外の目的地に輸送する決定権を持つ者」

「物品が個人的な荷物の中に含まれており、その物品を輸出のために運んでいる個人」

「その他の場合、EUの関税領域内に居を置く者で関税領域外の目的地に物品を輸送する決定権を持つ者」

新しい定義では、輸出者はEUの関税領域内に居を構える必要があるため、その管轄圏内に居を構えその法律の対象となる者になります。しかし、「関税領域の外の目的地に物品を輸送する決定権を持つ者」という語句は、「共同体の中に居を置く契約者」よりも意味の幅が広いようです。新しい定義が企業にとって実際の改善を生み出すかどうかは見守っていく必要があります。というのはこの条文は輸出者がEU内に居を構えていない場合、なおも明確な答えを示していないからです。例えば、EUに居を構えずに輸出を希望する企業が通関会社を通じて輸出手続きを行うことが、解決策となるかは不明確です。さらに、通関会社が「関税領域外の目的地に物品を輸送する決定権」を持つとみなされるかも疑問です。それゆえ、新しい定義が現在の定義と比較してより良いものかどうかは、今後の動向を見守っていく必要があります。

## 最後に

実施法令は、2015年12月末に正式に公表される予定です。

UCCの最新情報については、今後発行されるGlobal Trade Alert及びTradeWatchをご覧ください。

## EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

## 関税・国際貿易サービス

### EYの間接税チームによる関税・国際貿易サービスについて

EYの間接税チームは、関税・国際貿易について、グローバルな視点でサービスを提供し、同分野の専門家集団が、企業によるコスト管理の戦略構築、サプライチェーンの迅速化、及び国際貿易のリスク低減を支援いたします。また、通商コンプライアンスの増進、輸出入オペレーションの改善、関税・物品税の低減、及びサプライチェーン・セキュリティーの強化においてもサポートが可能です。EYでは、企業がそのポテンシャルを最大限に発揮できるよう、今日のグローバルな環境下で企業が直面する課題への取り組みを支援いたします。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160126. ED None

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

## EY税理士法人

インダイレクト タックス パートナー

大平 洋一

+81 3 3506 2678

[yoichi.ohira@jp.ey.com](mailto:yoichi.ohira@jp.ey.com)